

BWI からの報告書における指摘に対する現状認識について

2019年6月17日

独立行政法人日本スポーツ振興センター

今般¹、国際建設林業労働組合連盟（以下「BWI」という。）より、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）、東京都及び独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「JSC」という。）の三者（以下、単に「三者」という。）に対して、オリンピック関連施設の建設現場における労働環境に関する報告書が送付されたところです。

当該報告書には、JSC、あるいは、新国立競技場の建設現場に対して具体的に指摘している部分もあることから、受注者にも照会するとともに、BWIにも詳細情報を確認しているところですが、このことに関するJSCの現状認識は以下のとおりです。

1. JSC 及び新国立競技場の建設現場への指摘に対する現状認識について

(連続 26 日勤務との指摘について)

- 報告書では、連続 26 日働いた労働者がいたと指摘しています。
- まず、現場に入場する専門工事業者の作業員の労働日数について、個々の労務管理は、各事業者において、法令に基づいて適切に対応するものです。
- 新国立競技場の建設現場は、原則日曜日を休業日としており、当現場において連続での 26 日勤務は考えられません。周辺環境に配慮した粉塵対策の一環で散水等を行う事業者が日曜日に入場することはありますが、受注者による当該事業者の作業員の入退出記録の確認では、当現場において 26 日連続して勤務している実態はありませんでした。

(照度不足での作業による怪我との指摘について)

- 報告書では、新国立競技場で照度不足のために事故が起こったと指摘しています。
- 受注者からは、新国立競技場の建設現場において照度不足のために事故が発生したという事象の報告は受けておりません。また、受注者においても各事業者から同様の事象が発生した事実の報告を受けておりません。
- 工事の完了検査時に仮設照明は順次撤去してありますが、当該検査後に点検又は手直し等で当該場所に立ち入る際は、各事業者において目的や場所の特性に応じて、安全性・作業性等を考慮した照明を確保し作業することとなります。
- 受注者からの災害報告のうち、該当すると思われる怪我（報道による「足を 6 針縫う怪我」と態様が一致するもの）は、照度不足で作業をしている最中に発生

¹ JSC が BWI 関係者からのメールの受信を確認したのは 2019 年 5 月 15 日。当該メールには、同月 8 日付けの書簡及び報告書が添付されており、同月 14 日（ジュネーブ現地時間）に組織委員会、東京都、JSC の三者に送信されている。

したものではなく、現場監督員が、仮設照明による照度等が確保された現場内を移動中に発生した事象です。

(通報を却下されたとの指摘について)

- 報告書では、「照度不足での作業による怪我」の事案に関する通報がなされたにもかかわらず、JSCは、本人からの通報でないという理由で、通報を却下したと指摘しています。
- 個別事案の処理状況等をお答えすることについては、個人の利害が関係する個別具体的な紛争を処理するという手続の性質上、差し控えさせていただきますが、JSCが設置している「持続可能性に配慮した調達コード」に係る通報受付窓口では、公表している業務運用基準（以下「運用基準」という。）のとおり、具体的な負の影響を受けた方からの通報だけではなく、代理人を通じての通報も認められています。労働団体等からの通報について、本人からの通報でないという理由のみで、通報を却下する仕組みとはなっておりません。
- 同じく運用基準のとおり、窓口に通報が寄せられた場合、定められた必要記載事項が記載されているかどうかを確認し、記載内容に不備がある場合は、通報の書面を補正していただくようお願いしています。そうした手続を経ず、直ちに、通報の処理手続を進めないと判断して通知しているということはありません。

(建設現場での情報統制との指摘について)

- 報告書では、新国立競技場の情報統制が厳しく（例：職場での写真撮影は許可されていない）、労働・安全課題への対処が難しくなったと指摘しています。
- 新国立競技場の建設現場では、従前より、JSCと受注者間の守秘義務の定めを踏まえ、受注者のセキュリティルールに則り、工事現場内の情報の取扱いについても適切に管理しています。
- このため、工事で知り得た情報を無断で開示することや業務以外の目的で無断で写真撮影を行うことは認めておりませんが、安全や品質などの確認のために写真撮影が必要な場合のみ撮影を許可しています。

(JSCの通報受付窓口が日本語のみとの指摘について)

- 報告書では、JSCの通報受付窓口は日本語のみとなっていると指摘しています。
- JSCに設置している通報受付窓口は、通報言語を日本語としていますが、2019年3月に運用基準を改定し、英語についても対応しており、その旨を公表しています。

2. 指摘が特定される必要のあることについて

- 報告書には、新国立競技場の名称を明示して指摘しているもの以外にも、建設現場が特定されていない指摘があり、報告書に記載されている情報だけでは事実関係を確認することが難しいと考えております。
- 事実関係の確認に当たっては、具体的な事案の特定が必要であることから、組織委員会、東京都及び JSC の三者の間で対応方針を協議し、三者連名により、2019 年 6 月 4 日付け文書により、BWI に対して事案の特定に必要な詳細情報の提供を依頼したところです。
- 今後、BWI から更なる情報を提供していただいたうえで、新国立競技場の建設現場に関連する場合は、受注者に対し事実確認を行うなど適切に対応してまいります。

3. 新国立競技場建設現場における健康管理に係る取組について

- JSC においては、従前より、各事業者において、関係法令等を遵守の上、適切な労務管理を行っていただくよう、受注者を通じて、重ねて要請しています。
- 受注者においては、従前より、法令遵守の徹底及び作業員の適切な健康管理等を指導するとともに、各事業者に対して入退出記録の提供や現場内詰所の原則 20 時閉鎖を継続して実施するなどし、作業員の時間外労働の短縮化を促進しています。また、建設現場内に、看護師が常駐する健康相談室や休憩所・シャワー室等を設置し、安心かつ快適に働ける職場環境の整備に努めています。
- このことについては、JSC は、関係省庁、発注者、建設業界関係者で構成する「2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」において、取組状況を毎回報告しています。